

令和8年度働きたい人全力応接ステーション運営業務公募型プロポーザル説明書

本公募は、令和8年度の広島県当初予算の成立及び国の地域就職氷河期世代等支援推進交付金（以下、「国交付金」という。）の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じるものである。県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合、又は国交付金の交付決定がなされなかった場合、若しくは交付決定額に変更があった場合、本公募を延期又は中止するか、契約の一部又は全部を締結しないことがあることに留意すること。

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、令和3年度から就職・転職相談窓口「働きたい人全力応援ステーション（以下「はたすて」という。）」を開設している。

ハローワーク等と差別化された伴走型の就職支援を実施していく必要があるため、令和8年度においては、モデル図【仕様書別紙1参照】に基づき、高年齢者や障害者、生活困窮者や不本意な非正規雇用を繰り返すいわゆる就職氷河期世代、就職活動のつまずきや将来不安により自信喪失している若年世代など、就職・転職活動に困難な事情を有する方のセーフティネットとして関係支援機関と連携を深めた求職者向け支援を行っていく。

また、県求人サイト「ひろしまワークス」登録企業数約1,500社を強みに、配慮された求人情報や、職場実習受入企業を開拓し、職場実習に際しては企業に対して働きやすい職場づくりのアドバイスを行うなど、企業向け支援を強化していく。

求職者向け支援及び企業向け支援の両方を「はたすて」が担うことにより、求職者と企業の歩み寄りを促し、着実な就職・定着に繋げていくことができるものと考えている。

当「はたすて」運営に係る業務を委託により実施するに当たり、民間事業者の専門的な知識及びノウハウの提案を仕様書に反映させることでより優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザルを採用する。

(2) 業務内容

別紙1「令和8年度働きたい人全力応援ステーション運営業務企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 事業予算額

52,000千円（一部国交付金充当分を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザルの説明会の実施

公募型プロポーザルへの参加を検討する者に対し、当該公募型プロポーザルに係る説明会を次とのおり実施する。この説明会の参加申込は、電子メールにより行うこと。なお、この説明会への参加は任意とする。

ア 参加申出場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局雇用労働政策課（広島県庁東館 3 階）

電話 (082) 513-3424(ダイヤルイン)

イ 参加申出期限

令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時 00 分

ウ 説明会開催日

令和 8 年 2 月 24 日（火）午前 11 時 00 分から 12 時 00 分

エ 説明会開催場所

オンライン説明会（ZOOM を使用する）

オ 備考

別途公募する「令和 8 年度配慮が必要な求職者向け合同企業説明会実施業務公募型プロポーザル」の説明会と併せて実施する。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第 2 号）提出期限

令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時 00 分

(3) 仕様書等に対する質問書（別記様式第 5 号）提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時 00 分

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和 8 年 3 月 11 日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(5) 企画提案書提出場所及び期限

ア 企画提案書提出場所

広島県商工労働局雇用労働政策課

イ 企画提案書様式等

企画提案書提出届（別記様式第 1 号）とともに、企画提案書及び見積書を提出すること。企画提案書の作成にあたっては、別紙 2「令和 8 年度働きたい人全力応接ステーション運営業務提案書作成要領」を参照すること。

ウ 提案書提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時 00 分 必着

エ その他

（ア）企画提案書の再提出は、上記ウの提出期限内に限り認める。なお、企画提案書の部分的な差替えは認めない。

（イ）企画提案書を取り下げる場合あるいは企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合は、取下願（別記様式第 6 号）を提出するものとし、取下願の受理をもって公募型プロポーザルの参加を辞退したものとする。

また、取下願の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(6) 企画提案書に関するプレゼンテーション

ア 実施場所

別途プロポーザル参加者に通知する。

イ 実施日時

令和8年3月23日（月）

時間については、別途プロポーザル参加者に通知する。

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者（審査会場への入室は3名まで）

エ 内容

企画提案者によるプレゼンテーション

1 提案者あたりの説明時間は25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）以内とする。
(予定)

オ その他

プロポーザル参加者が3社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第2号）（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- (ア) 機密データの保存等に関する申出書（別記様式第3号）
- (イ) 電子データの保存等に関する申出書（別記様式第4号）
- (ウ) 有料職業紹介事業許可証の写し

職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に定める「有料職業紹介事業」の許可を有する者であることを証明する書面

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(3)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第5号）を、電子メールにより提出すること。

ただし、軽微な質問については、電話等でも受け付け、口頭により回答する。

《送信先アドレス》 syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

《電話番号》 (082) 513-3424

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(9) 評価基準について

別紙3「令和8年度働きたい人全力応援ステーション運営業務公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）のとおり。

(10) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局雇用労働政策課に対してその理由説明を求めるこ

とができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年3月26日（木）午後5時00分までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年3月27日（金）までに、書面により行う。

(11) 契約の締結

県が最優秀案選定後、当該契約予定者の提出書類に基づき、委託内容、委託料等について協議の上、見積書を徵取し、県の契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、この協議において企画提案の内容を一部変更する場合がある。また、委託予定事業者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議して、契約を締結する場合がある。

(12) 支払条件

業務完了後の一括払いを原則とし、概算払いも認める。

(13) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(14) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(15) 指名除外措置等

申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び企画提案書を無効とともに、指名除外の措置を行うことがある。

(16) 提出された企画提案書について

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

イ 企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の企画提案書の公開をする場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(5) 契約における特約事項

多様な求職者の受入環境整備支援（国交付金充当業務、仕様書8（1）から（3）の業務）は、国の地域就職氷河期世代等支援推進交付金の交付決定を前提としており、国交付金の交付決定がなされなかった場合、若しくは交付決定額に変更があった場合は、国交付金充当業務部分に係る契約の全部又は一部を実施せず、当該部分を除いて契約を締結する場合がある。

また、国交付金の交付決定が令和8年4月1日以降となる見込みの場合、国交付金充当業務部分を除いて契約を締結し、国交付金の交付決定後に当該部分を追加する変更契約を後日締結する。その場合は、当該部分に係る着手は変更契約後に行うこと。その場合、当初契約及び変更契約による増額部分は、それぞれ上記「1(4)予算額」の範囲内で締結する。

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 別紙1 令和8年度働きたい人全力応援ステーション運営業務企画提案仕様書
- (3) 別紙2 令和8年度働きたい人全力応援ステーション運営業務企画提案書作成要領
- (4) 別紙3 令和8年度働きたい人全力応援ステーション運営業務公募型プロポーザル評価基準
- (5) 別紙4 業務委託契約書（案）
- (6) 様式
 - (別記様式第1号) 企画提案書提出届
 - (別記様式第2号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - (別記様式第3号) 機密データの保存等に関する申出書
 - (別記様式第4号) 電子データの保存等に関する申出書
 - (別記様式第5号) 仕様書等に対する質問書
 - (別記様式第6号) 取下願

【問い合わせ先】

広島県商工労働局雇用労働政策課 担当 山本、平野
電話 082-513-3424（ダイヤルイン）